

U d a C i t y

第3部 基本計画

第2章

いきいきと健やかな 安らぎのあるまち

1. 健康づくりの推進
2. 地域医療体制の充実
3. 高齢者が安心して暮らせるまち
4. 障害のある人がいきいきと暮らせるまち
5. 子育て支援が充実したまち
6. 心豊かな地域福祉の充実

現状と課題

- 高齢者の増加や生活習慣が変化するなかで、慢性疾患や生活習慣病が増加傾向にあります。個人の健康に対する関心も高まっており、健康の維持と介護予防のためのさらなる施策の充実が求められています。
- 市民のだれもが健康な生活を送ることができるまちづくりを進めるためには、さまざまな関係機関や専門職等との連携を図りながら、健康教育や保健指導などを充実することが必要です。また、心の病を抱える人が増加しており、相談・支援に関する体制づくりが必要です。
- 積極的な疾病予防や健康づくりをめざし、市民自らが自分の意思で行っていきけるような健康づくりを支援する社会環境を整えるため、「健康うだ21計画」（平成20年度～平成24年度）をもとにさまざまな活動に取り組んでいきます。

■保健事業年度別受診者数等

(単位：人、%)

事業年度	平成17年度				平成18年度			
	対象者	受診者	精検者	受診率	対象者	受診者	精検者	受診率
基本健康診査	8,902	2,657	924	29.8	10,301	2,371	1,138	23.0
胃がん検診	8,894	2,016	148	22.7	10,301	1,627	93	15.8
肺がん検診	9,126	2,379	152	26.1	10,301	1,822	29	17.7
大腸がん検診	9,025	2,473	261	27.4	10,301	1,999	151	19.4
子宮がん検診	8,577	1,166	4	13.6	8,670	587	9	6.8
乳がん検診	5,857	772	109	13.2	5,948	514	52	8.6
前立腺がん検診	460	313	15	68.0	4,790	565	35	11.8
骨粗しょう症検診	5,100	686	110	13.5	1,220	98	21	8.0
歯周病検診	6,433	122	113	1.9	1,214	5	0	0.4
30代女性の健診	955	100	13	10.5	1,284	81	0	6.3
肝炎ウイルス検診	3,561	424	2	11.9	2,984	275	0	9.2

資料：保健事業年度別受診者数等

■保健事業年度別受診者数等(母子保健)

(単位：人、%)

事業年度	平成17年度				平成18年度			
	対象者	受診者	精検者	受診率	対象者	受診者	精検者	受診率
4～5か月児健康診査	204	177	1	86.8	219	196	2	89.5
10～11か月児健康診査	223	188	0	84.3	215	187	2	87.0
1歳6か月児健康診査	247	217	3	87.9	237	195	7	82.3
2歳児歯科健康診査	223	178	0	79.8	253	199	0	78.7
3歳児健康診査	276	214	33	77.5	266	210	28	78.9

資料：保健事業年度別受診者数等

施策の方向

- 乳幼児から高齢者まで、広く市民の健康の維持・増進を図るため、分散化した保健センターの機能強化を図り、充実した健康診査の実施等を通じて、生活習慣改善等の疾病予防や健康づくり等に取り組める体制を整備します。
- 市民一人ひとりの健康に対する自主管理意識の高揚・啓発を図るとともに、健康ボランティアの育成・支援や、地域の公園・運動施設や自然環境、さらには地域の健康食材等を活かし、さまざまな健康活動が地域で活発に行われるような機会を創出します。
- 市民の健康増進と健康に対する意識の高揚を図るため、各種健（検）診の充実と健康教室や講習会、健康相談等の各種保健事業の充実に努めます。
- 市内の保健福祉機能の統合・充実化を図り、乳幼児から高齢者、障害者にいたるまでの多目的複合施設としての機能を備えた保健福祉施設の整備を検討します。

主要施策

(1) 健康づくり活動の推進

- 身近な地域においての健康教室や講習会、健康指導や各種相談事業などの充実を図り、家庭から地域へ広がる健康づくり体制の整備を図ります。
- 食生活に関する正しい知識の普及に加え、関係機関と連携し、食育に関する基本計画の策定など、施策の充実を図ります。
- 歯科検診に対する意識の高揚を図り、受診機会の増加を図るなど、生涯を通じた歯科保健対策を推進します。
- 心のケアに関する啓発や相談・指導体制の強化に努めます。
- 子育て支援から高齢者・障害者福祉などの多目的複合施設としての機能を備えた保健福祉センターの整備を検討します。
- 市民の健康増進施設として、多世代交流プラザ「大宇陀温泉あきののゆ」や福祉保健交流センター「ぬく森の郷」等の活用により、住民の福祉の増進に努めます。
- 「健康うだ21計画」をもとに、市民自らがそれぞれの立場に応じて健康対策を行うことができるよう、計画策定の分野として「母子の健康」「休養・こころの健康」「身体活動と運動」「食生活と栄養」「生活習慣病」「介護予防」「たばこ」「アルコール」「歯の健康」の9分野を取り上げ、6つの専門部会や部会代表者会議、策定委員会など、各関係機関の代表者によって組織され、計画を策定します。

(2) 保健事業の充実

- メタボリックシンドローム*や生活習慣病対策として、平成20年4月から導入された特定健康診査の実施にあたり、実施計画を基に、総合的かつ計画的な健康増進施策の充実を図ります。
- 市内の保健センターの統合や充実を図るとともに、子育て拠点などの機能の充実を図ります。
- 各種健（検）診の充実と健診結果を利用した事後指導や健康相談など、きめ細やかな健康指導の充実を図ります。
- 食育や運動指導など、個々の実情とニーズに応じた健康教室や講習会の充実を図り、市民の健康づくりへの意識の高揚に努めます。
- 専門性を活かし、健康問題を改善させるため、保健に関わる人材の確保に努めます。
- 保健・医療・福祉・教育との連携を密にし、妊娠、出産、育児と一貫した母子保健指導体制の充実を図ります。
- 感染症予防のため、予防接種事業の指導及び啓発を行い、接種率の向上を図ります。



保健センター受診状況



保健センターの健康教室

-
- メタボリックシンドローム…「内臓脂肪型肥満」の人が「高血圧」「糖尿病」「高脂血症」のうち、軽度でも2つ以上を合わせ持っている状態をいう。メタボリックシンドロームになると、動脈硬化の危険性が増し、脳卒中や心筋梗塞などの循環器病の発症が起こりやすくなる。

現状と課題

- 高齢化社会の医療需要に対応できる施設・設備の確保や近隣市町村との広域的な連携を視野に入れながら、可能な方策を検討するなど、医療体制の全体的な充実を図る必要があります。
- 国民健康保険については、今後団塊の世代の退職等、加入者の増加が予測されるなか、さらなる医療費の増加が見込まれており、国民健康保険財政は厳しい状況にあります。そのため、医療費の抑制に向けた取り組みを推進するとともに、運営の安定に向け、保険税率の見直しや税の徴収率の向上など適切な対応が求められます。
- 平成20年4月から始まる後期高齢者医療制度は、現行の老人保健制度と同様の医療サービスと新たな診療報酬体系や保険料により、奈良県後期高齢者医療広域連合が主体となって運営されます。

施策の方向

- 本市や奈良県東部地域における医療体制の充実など、安心できる医療環境づくりを進めるため、市立病院の整備を図るとともに、医療機関相互の連携強化による地域医療ネットワーク体制の構築を図ります。
- 国民健康保険や福祉医療などの社会保障制度について、制度の意義や必要性について、市民に一層の周知を行うとともに、国・県など関係機関と連携をとりながら、長期的に安定した制度の運営を図ります。

主要施策

(1) 医療体制の充実

- 市立病院を現病院敷地に建替え、医療機能の充実や患者サービスの向上と、良質な医療の提供を実施し、市民が安心できる医療の環境づくりを行います。また、隣接する介護老人保健施設「さんとびあ榛原」との機能的な連携を図ります。
- 広域的な医療機関相互の機能分担と連携強化、緊急医療、休日・夜間診療などの医療体制の充実を促進します。
- 山間部の地域医療を確保するため、国民健康保険直営診療所や歯科診療所の健全な医療経営をめざします。
- 関連機関と連携し、医療施設と保健・福祉施設の連携強化を図ります。
- 医療体制の充実のため、医師、看護師等の医療従事者の確保に努めます。
- 医療機器・設備の整備を図り、新機種の導入等、医療水準の維持・向上に努めます。
- 救急医療体制の充実と緊急時に対応する道路網の整備、交通手段の確保に努めます。
- 地域での救急医療体制の充実を図るため、市民向けの講習会等の拡充を図ります。

(2) 医療保険・医療費助成の推進

- 国民健康保険制度の適正な運営を図るため、疾病の早期発見・早期治療への取り組み、レセプト点検等の充実や国民健康保険税の収納率の向上を図ります。
- 医療費の分析等を実施し、医療費適正化に向けた取り組みの強化を図ります。
- 福祉医療費等の充実を図り、家庭での医療費負担の軽減に努めます。
- 後期高齢者医療制度に対応し、保険料の徴収と申請受付等の業務を行います。



宇陀市立病院



血管造影装置

現状と課題

- わが国では高齢化が急速に進行し、本格的な高齢社会を迎えています。本市においても、平成18年度で高齢化率が26.9%となり、介護を必要とする高齢者の増加がみられ、介護給付費の増大のみならず、介護する家族の負担も大きくなっており、介護基盤の整備と高齢者福祉の充実がより一層重要となっています。
- 高齢者の増加に伴い、認知症高齢者も増加することが考えられ、認知症高齢者に対応したケアの確立や住み慣れた地域で利用できる在宅介護サービス基盤の整備が必要となっています。
- 少子高齢化や核家族化の進展により、高齢者のみならず、その家族も地域全体で支える体制を構築することが求められています。平成18年度に設置された地域包括支援センター*において、市民一人ひとりに応じた中長期的なケアマネジメント*を行う体制を構築する必要があります。

■ 高齢者の状況

(単位：人、%)

		平成7年	平成12年	平成17年
高齢者数		7,780	8,898	9,670
高齢化率	宇陀市	18.5	22.4	26.0
	奈良県	13.9	16.6	19.5
	国	14.5	17.3	20.1

資料：国勢調査

施策の方向

- 高齢者が安心して住み慣れた地域で暮らすことができるよう、福祉・保健・医療の拠点施設として、保健福祉センターの整備を図るとともに、訪問指導・健康相談など在宅サービスの充実を図ります。
- だれもが高齢期を住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるよう、地域一体となった高齢者支援体制づくりを推進するとともに、高齢者が長年培ってきた知識や経験・技能を活かしたさまざまな交流機会や活動機会を創造します。

-
- 地域包括支援センター**…地域住民の心身の健康維持や生活の安定、保健・福祉・医療の向上、虐待防止など、さまざまな課題に対して地域における総合的なマネジメントを担い、課題解決に向けた取り組みを主な業務として行うセンター。
 - ケアマネジメント**…福祉や医療などのサービスと、それを必要とするニーズをつなぐ仕事のこと。

主要施策

(1) 高齢者福祉サービスの充実

- 社会福祉協議会にある地域包括支援センターを中心に、高齢者やその家族のニーズを的確に把握し、在宅支援サービスなど個々の実情に応じたきめ細やかな相談・支援を行います。
- 各特別養護老人ホームや介護老人保健施設「さんとびあ榛原」など、福祉施設サービスについて、広域的な連携を図り、施設整備やサービスの充実に努めます。
- 「宇陀市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、介護保険の適切な運営に努めます。
- 高齢者保健・福祉サービス及び介護保険制度の啓発・広報の充実に努めます。

(2) 介護予防と健康づくりの推進

- 健診結果を利用した訪問指導や健康相談、機能訓練の充実に努めるとともに、食生活等の日常生活における健康教室など、要介護状態にならないための介護予防事業を推進します。
- 生きがい活動支援通所事業や筋力向上トレーニング等の高齢者運動指導事業など、介護予防・認知症高齢者対策を推進します。

(3) 高齢者の社会参加の促進

- 高齢者の豊かな知識や経験を活かしたボランティア活動、また、世代間や地域との交流活動ができる社会活動、老人クラブ活動の振興に努めます。
- 高齢者の自立や生きがいづくりを支援するため、シルバー人材センターの充実に努めるとともに、老人クラブ等の生涯学習・交流活動の促進、世代間交流の機会拡大を図ります。
- 高齢者が健診やイベント、日常生活等において、気軽に外出できるよう、社会福祉協議会、NPO法人等の協力を得て、移動支援に努めます。



老健施設さんとびあ榛原



現状と課題

- 近年、措置制度から支援費制度、障害者自立支援法と、制度が次々と変更していくなかで、だれもが住み慣れた地域で、生きる喜びを感じ、安心と尊厳を持って暮らせる社会を築いていく必要があります。そのためには、障害のある人の生活においても当然の権利として、主体性を持って社会、経済、文化、スポーツなど、あらゆる活動に参加できる機会を保障された社会、また、物理的にも精神的にもバリアフリーの社会をめざしていかなければなりません。さらに、より一層のコミュニケーションの発展を目標とした、情報のバリアフリー化も必要です。
- 「ノーマライゼーション」*などの理念のもと、すべての市民が、お互いの個性を認め合い、尊重し、それぞれの役割と責任を持ってともに社会の一員として、社会活動に参加し、安心・快適な生活を送ることができる「共生社会」の実現に向けて施策の推進を図っていかねばなりません。

■障害者手帳所持者の状況

(単位：人)

	平成16年	平成17年	平成18年
総数	1,843	1,975	2,086
身体障害者手帳所持者数	1,591	1,683	1,768
療育手帳所持者数	203	226	243
精神障害者保健福祉手帳所持者数	49	66	75

※各年4月時点の数値

資料：福祉課



窓口風景

施策の方向

- だれもが住み慣れた地域において、安全・安心に生活できるよう、すべての人々が利用しやすいユニバーサルデザイン*の考え方のもと、道路交通機関及び公共的な施設のバリアフリー化に努めます。
- 精神的な心のバリアフリーについても取り組みを進めるとともに、一層のコミュニケーションの発展のため、各種情報伝達手段の検討を行い、情報のバリアフリー化に取り組みます。
- 乳幼児期から高齢期まで、生涯を通じて自分らしい生活を送ることができるよう、保健・医療・福祉、教育、雇用・就労等の関係行政機関相互の緊密な連携を確保し、総合的な施策の展開を推進します。
- リハビリや生活支援のための総合サービスの拠点づくりに努めます。

●ノーマライゼーション…高齢者や障害者も、健常者と一緒に助け合いながら暮らしていく社会の実現をめざす考え方のこと。

●ユニバーサルデザイン…障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインすること。

主要施策

(1) 障害者の生活支援

- 平成18年度に施行された障害者自立支援法に基づく在宅支援サービスなど、各種サービスや施策が円滑に実施されるよう、情報提供や相談体制の充実を図ります。
- 地域の特性や利用者の状況に柔軟に対応し、実施することができる地域生活支援事業の効率的かつ効果的な実施に努めます。
- 重度心身障害者や発達障害者*への適切な対応を図ります。
- 地域自立支援協議会*の設置やケアマネジメントシステム*の構築を図ります。



ケアマネージャー研修

-
- 発達障害者**…学習障害(LD)や注意欠陥・多動性障害(ADHD)など、認知・言語・社会性・運動などの機能の獲得が阻害された症状のある人を行い、症状は、乳幼児から幼児期にかけて現れることが多い。
 - 地域自立支援協議会**…障害福祉サービスなどの日常の相談支援を充実させるための協議会。支援業務の運営評価、事例検討、サービスの利用支援、相談支援のネットワークづくりを行う。
 - ケアマネジメントシステム**…障害者など、日常生活を送ることが困難な方でも、地域で自分らしくいきいきと暮らしていくために、福祉、保健医療、就労、教育などさまざまなサービスをうまく組み合わせて活用していくシステムのこと。

(2) 障害者の社会参加の促進

- 障害のある人が、その有する能力と適性に応じて、自立した日常・社会生活を営むことができるよう、「社会参加促進事業」などを実施し、障害のある人や介助者の地域生活を支援するとともに、サービスの充実を図ります。
- 障害のある人の就労について、本人の職業訓練や企業への障害者雇用の働きかけ等を推進します。
- 障害のある人の社会参加の促進を図るため、交流活動や学習活動に必要な指導者を育成します。

(3) 制度及びサービス内容の周知・点検等

- 広報誌やホームページなどを活用し、制度やサービスの内容を周知させるなど、新制度の普及と定着に努めていきます。
- 「障害者基本計画」ならびに「障害福祉計画」の定期的な点検・評価を行います。



ユニバーサルデザイン



現状と課題

- わが国では少子化が進行しており、将来的に社会経済に与える影響が大きくなっています。また、核家族化や女性の社会参画により、家庭や地域社会における子育て環境は大きく変化しています。
- 安心して子どもを産み、健やかに育てる総合的な子育て環境を築いていくためには、子育てを市民全体の取り組みとして捉え、行政をはじめ家庭や地域、学校・企業などが一体となって支援していく必要があります。
- 学童保育は、昼間仕事などで保護者等のいない家庭の概ね10歳未満の児童を対象に、放課後に適切な遊び場を与え、楽しい集団生活を体験させ、学校生活と家庭生活の結び目としての役割を果たしながら、児童の健全育成を図っています。

■要保育児童数の推移

(単位：人、世帯)

年 度	人 口	世 帯 数	就学前児童数	要保育児童数	入所児童数	出生数
平成16年度	39,274	12,817	1,570	327	327	215
平成17年度	38,821	12,868	1,488	345	345	216
平成18年度	38,426	13,169	1,442	319	319	208

※各年4月1日現在

資料：学校教育課

施策の方向

- 市民のニーズに合わせた効率的な保育環境づくりを進めるため、地域特性をふまえつつ、保育所の整備や認定子ども園[※]など幼・保一元化を視野に入れた保育内容の充実に努めます。
- 子育て支援環境の充実を図るため、子育て支援センターの機能充実や保健福祉センターの整備、さらには情報ネットワークの構築を図り、育児・子育てや虐待防止のための相談・対話・交流・情報交換等の支援を推進します。

●認定子ども園…幼稚園と保育所等のうち、①就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能 ②地域における子育て支援を行う機能を備え、基準を満たす施設は都道府県から認定をうけることができる。

主要施策

(1) 保育サービスの充実

- 各種の広報活動を通じて、子育て支援の関連事業・サービス内容について、積極的な情報提供と啓発活動に努めます。
- 保護者が安心して、子どもを通わせることができる理想的な保育環境を提供するため、必要に応じて保育所の改修等の整備に努めます。
- 保育内容の充実を図るため、保育士の確保と資質向上に努めます。

(2) 子育て支援の充実

- 子どもや保護者、地域、世代間等、自由で気軽な交流・サークル活動やスポーツ活動などができる環境整備に努めます。
- 地域におけるさまざまな子育て支援サービスを充実させ、子育て家庭が必要とする情報の提供や地域における子育てネットワークの形成など、地域資源を活用した取り組みを推進します。
- 子どもが健やかに育つため、母子の健康確保や食育の推進、保護者に対する講習や教室など、子育てに対する教育・相談事業の充実を図ります。
- 妊娠早期からの健康管理・指導を充実し、安心して妊娠・出産・子育てができるような取り組みを推進します。
- 市内2小学校と市内の児童館が行う放課後児童健全育成事業との整合性をとりながら、待機児童数など、必要に応じて空き教室の活用を図っていきます。
- 次世代育成支援対策推進法に定められた「次世代育成支援行動計画」の一元化と後期5か年計画を策定します。
- 地域子育てサポートクラブ事業により、子育てサポーターの養成講座や子育てサポーターの登録・紹介などの充実を図ります。
- 児童虐待の早期発見、早期防止を図るため、関係機関が連携して対処する「要保護児童対策地域協議会」の充実を図ります。

(3) すべての家庭に対応した自立支援

- 育児や教育では、社会的・経済的にさまざまな支援が必要であり、ひとり親家庭、障害児家庭など、子育てに携わるすべての家庭を対象とした支援制度の普及・利用促進に努めます。
- ひとり親家庭が自立した生活を送ることができるよう、相談や生活支援の充実を図ります。

現状と課題

- 家族の世帯状況が変化し、価値観の多様化が進み、昔ながらの近所づきあいが希薄になる一方で、新しい人間関係をつくることも困難になってきています。
- 福祉サービスは多岐に及んでおり、サービスの提供の仕組みもそれぞれ異なります。どこでどのようなサービスが受けられるのか、利用者にとっては分かりにくい状況にあります。
- 地域福祉の考えに立ち、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、行政だけでなく、地域の市民、各ボランティア団体や民生児童委員、社会福祉協議会、各種福祉団体など、それぞれの活動を補完し、協働によるまちづくりが行えるよう、地域間によるネットワークの構築が必要です。

施策の方向

- 住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、市民の福祉に対する理解と参加を促すとともに、ともに支え合い、助け合う地域福祉ネットワークの形成を図ります。
- 身近な地域で互いに助け合い、支え合う地域福祉活動を促進するとともに、活動を支える地域福祉の拠点を整備します。
- 社会福祉協議会のボランティア養成を充実させ、ボランティア相談、情報収集と提供、講座・研修会・イベント等を開催し、地域力の底上げのためにボランティア活動の普及、活動支援を行います。

主要施策

(1) 地域福祉ネットワークの確立

- ボランティア団体や民生児童委員、社会福祉協議会、各種福祉団体を中心に、身近な地域が一体となった地域福祉ネットワークの形成を図ります。
- 地域コミュニティ、ボランティア団体やNPO、社会福祉協議会などと連携し、地域に密着した福祉活動を促進するため、組織体制の構築や、ボランティアリーダーなどの人材や活動団体の育成を支援します。
- 福祉に対する住民意識の高揚を図るため、広報や講演、イベントなどを通じた啓発活動を推進します。

(2) 地域福祉社会の形成

- 市民の福祉に対する理解の高揚と福祉活動への参加を促進し、地域でともに助け合い、支え合うという意識の醸成を図ります。
- 公共施設や民間施設、公園、道路、住宅などあらゆる施設において、ユニバーサルデザインによる整備や普及、啓発を行います。
- 日常生活自立支援事業（旧名称：地域福祉権利擁護事業）を推進し、成年後見制度*についての周知・啓発を図ります。
- 生活困窮世帯の実情の的確な把握による生活の安定と相談・指導体制の充実に努めます。

(3) 地域福祉推進体制の充実

- 市民一人ひとりの自立を地域社会全体で支援するため、「地域福祉計画」*の策定・見直しを行うとともに、自助・共助・公助の有機的な組み合わせによる地域福祉システムの構築を図ります。
- 市民主体、市民参加型のまちづくりの実現に向け、地域福祉の推進役として中心的な役割を担う社会福祉協議会の運営強化を図るとともに、活動のさらなる支援を推進します。



ボランティア講習会



- 成年後見制度**…介護保険制度と同時に施行され、判断能力が不十分な人の財産管理等の権利を保護する制度。
- 地域福祉計画**…社会福祉法第107条に規定された「市町村地域福祉計画」のこと。地域福祉では、市民による福祉活動と公的サービスの連結による総合サービスが重要で、市民による助け合い、福祉ボランティアなどによる支援活動、福祉事業者によるサービス提供などが相互に協力して進められる計画策定をめざしている。

